

〈論文〉 能 〈賀茂〉 の構想と間狂言

富山, 隆広

(出版者 / Publisher)

法政大学国文学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

日本文学誌要

(巻 / Volume)

107

(開始ページ / Start Page)

19

(終了ページ / End Page)

33

(発行年 / Year)

2023-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00030862>

〈論文〉

能〈賀茂〉の構想と間狂言

富山 隆広

はじめに

〈賀茂〉は、京の賀茂社を舞台とした能で、室町期より多くの上演記録が確認される。梗概は次のとおりである。播州室の明神の神職（ワキ）が、同行の者（ワキツレ）を伴い賀茂社を訪れる。神職一行は、川辺の祭壇に立てられた白羽の矢に目をとめ、折よく水汲みに現れた女たち（前シテ・ツレ）にその由来を尋ねる。女たちは矢の謂われを語り、水を汲みつつ賀茂の神徳を称える。神職が女の素性を問うと、女は賀茂の神であると明かして姿を消す（前場）。神職のもとに御祖の神（後ツレ）が現われ、御代を寿ぎ舞を舞う。さらに別雷の神（後シテ）も来現して神威を示す。やがて御祖の神は糺の森へ、別雷の神は虚空へと去る（後

場）。

〈賀茂〉の作者は、金春禪竹とするのが通説である。その根拠としては、『能本作者註文』や『自家伝抄』などの作者付が金春禪竹作としていたりすることや、詞章にみえる文辞の特徴、さらに『歌舞髓脳記』（金春禪竹著。康正二年「一四五六」奥書）の草稿本に〈賀茂〉に関する記述が存在することなどがあげられる。本稿も作者については、従来説と同様の見解をとるものとする。なお後に触れるが、『能本作者註文』の「矢立賀茂 但奥ハ宝生太夫作」や『自家伝抄』の「矢立賀茂 宝生所望²⁾」のように、〈賀茂〉（「矢立賀茂」が古称）には金春禪竹だけでなく、宝生との関連を示唆する記述がみられることも注意される。

〈賀茂〉の間狂言には、末社アイと「御田」の二種類が存在する。末社アイは、末社の神が賀茂明神の謂われを述

べ、舞を舞う内容となる。一方の「御田」は、神主と早乙女が登場し、田植歌を謡いながら田植を行うというもので、滑稽な問答などもあり全体的に賑やかな内容となる。現行では末社で行うのが常の形式であり、「御田」は特別な場でのみ上演される替アイとなっている³。江戸期の間狂言諸本は、〈賀茂〉の間狂言を末社アイもしくは「御田」のどちらか、または両者を併記する場合がほとんどである⁴。末社アイや替アイのほかに間狂言に多くみられる形としては、里人などが登場してワキと応対する語りアイがある。この語りアイとなる場合には、後場の冒頭が「待謡」と呼称される「上歌」になるのが定型なのだが、〈賀茂〉の後場は「サシ」ではじまる構成となる。「待謡」を有していないという点は、〈賀茂〉に語りアイが付された可能性を無理に想定する必要はないことを示している。こうした後場の小段構成や間狂言諸本の記述をふまえると、〈賀茂〉の間狂言は末社アイと「御田」のいずれかが成立時本来の間狂言であったことが確実といえる⁵。

次節で確認するが、〈賀茂〉本来の間狂言は「御田」とするのが通説である。しかし、これまで〈賀茂〉の作品研究で間狂言に焦点をあてた論考はほとんどなく、あらためて検討する余地は残されている。本稿は、〈賀茂〉本来に付されていた間狂言が、「御田」でなく末社アイであった可能性を指摘する。そのうえで〈賀茂〉本来の構想についても再考察していく。間狂言の視点から一曲の作意につい

て見直しを試みるというのが、本稿の目的である。また、本稿が提示する見解は〈賀茂〉一曲の問題にとどまらず、金春禅竹の作品や間狂言研究にも波及する問題を含むという点にも触れたい。

一、先行説の整理と検討

はじめに〈賀茂〉本来の間狂言を「御田」とする従来の説について確認する。横道萬里雄氏『能にも演出がある』（檜書店、二〇〇七年）は、替アイの概説を述べるなかで、次のような言及をしている。

これらの中には、後に工夫して作った替エもあると思いますが、本来その能に付随していたアイ場が、脇能の統一化に伴って除外され、小書の替エとして残されたと多いようです。《御田》もその一つでしょう。

現行演出で替アイとなっているものは、曲の成立時本来の間狂言である場合が多いことから、〈賀茂〉本来の間狂言は「御田」であったとする見解である。これをまず根拠①としたい。続いて山中玲子氏・松岡心平氏『賀茂』のおもしろさ―観世会能楽講座から―（『観世』第八十六巻第六号、二〇一九年六月）の指摘をあげる。

松岡 それから、『賀茂』には『御田』という替えの問狂言がありますが、それについてはどのようなようにお考えですか。

山中 本来、『御田』が問狂言だったと考えても不思議はないと思います。他の禅竹作の『雨月』など、問狂言がないと前場と後場がつながらない作品が結構あります。

松岡 能の季節設定と田植え（御田）と少しずれてくる気はしますが、最初からあった可能性はあるでしょうね。

金春禅竹の作品には、問狂言が前場と後場をつなぐ機能を果たしている曲があることをふまえ、「御田」が〈賀茂〉本来の問狂言であった可能性を示唆している。右に引用した箇所のほかには言及はなされていないが、能の内容との関連が認められることから、「御田」を本来のものとして理解する。これを根拠②とする。なお松岡氏が最後に指摘する能の季節設定とのずれについては後述する。

このように〈賀茂〉本来の問狂言は「御田」とするのが基本的な理解となっている。その根拠をあらためて整理すると、①替アイの成立経緯、②能の内容との一致という二点にまとめられる。この二点を順に検討していきたい。

まず替アイについてみていく。左に記したのは、協能で

替アイを有する曲を成立順に並べたものである。全曲の一覧ではなく、成立時期のおおよその特定が可能な曲にしほり記述していることを断っておく。上から曲名・替アイの呼称・作者・曲名の初出資料（年代）を順に記している。

〈賀茂〉「御田」金春禅竹作。『歌舞髓脳記』（康正二年「一四五六」奥書）草稿本。

〈嵐山〉「猿智」金春禅鳳作。永正二年「一五〇五」粟田口勸進猿楽。

〈玉井〉「貝尽」観世信光作。信光没年（永正十三年「一五一六」）までの成立。

〈東方朔〉「桃仁」金春禅鳳作。能楽研究所般若窟文庫蔵「金春禅鳳自筆本」。

〈輪蔵〉「鉢叩」観世長俊作。『能本作者註文』（大永四年「一五二四」奥書）。

〈大社〉「神子神楽（神子神主）」観世長俊作。『能本作者註文』（大永四年「一五二四」奥書）。

各曲の初出年に注目したい。〈賀茂〉は、先述のとおり『歌舞髓脳記』草稿本が初出であり、本書の奥書である康正二年より以前に成立していた曲であるのは間違いない。その後、替アイを有する曲は、永正二年の〈嵐山〉にみられて以降、同年代に複数の曲が確認される。〈嵐山〉は、右に記した永正二年の上演が初演であったとするのが通説

で、〈賀茂〉⁽⁸⁾について成立の古い曲となる。これらの曲と比較すると、〈賀茂〉は突出して早い時期の成立といえる。〈嵐山〉以降にみえる各曲の作者をみても、金春禪鳳は禅竹の孫、観世信光は禅鳳と同世代の能作者、観世長俊は信光の嫡男であり、〈賀茂〉以外で替アイを有する曲は、すべてが禅竹の孫世代以降に成立した曲に付されているのである。そもそも替アイは、禅鳳・信光・長俊といった室町後期の能作者が制作した、視覚的な面白さを追求した能(風流能)に付される間狂言であることが多い。替アイは、こうした風流能に付随する間狂言の一形式として成立したものとするのが従来の見解である。

替アイの多くを曲本来の間狂言と解する先述の指摘は、あくまで風流能の場合において可能な想定である点はおさえておきたい。〈賀茂〉の「御田」を成立時の間狂言とするならば、替アイ成立の想定にも変更を及ぼすものとなる。つまり金春禅竹の段階で一度は成立をみた間狂言の新形式が、他作品には波及することなく、半世紀ほど経た後代の能作者によって突如用いられるようになり、以後、時代に即した作風として流行したという想定である。なぜ金春禅竹がこのような間狂言を作り出したのか、なぜ自身が制作した他の作品には同様の間狂言を用いていないのかなど、乗り越えるべき課題は多いといえる。以上が根拠①に対する疑問である。

さらに一覧に示した替アイは、能とより関連のある内容

を含んだ間狂言であることもあわせて確認しておきたい。たとえば「猿智」は、〈嵐山〉で描かれる吉野から嵐山へ桜が移し替えられた出来事をふまえて、吉野の猿が嵐山の猿のもとへ罨入りするといった展開となる。「貝尽」では、〈玉井〉の前場で彦火々出見尊と豊玉姫が契りを交わしたことを受け、貝の精たちが祝宴を催すといったように、能の内容と関連のある設定が間狂言として用意されている。以降の曲については迂遠となるため省略するが、みな能の内容をふまえた展開となっている。〈賀茂〉の梗概は冒頭で確認したとおりだが、「御田」で行われるような田植えの要素は希薄である。終曲部をのぞけば、詞章の表現からもそうした要素を見出すことができない(後述)。また、すでに指摘のあったように能の季節設定が田植えの季節とは異なっている。〈賀茂〉は、二段「サシ」に「半ば行く空みなづきの影更けて、秋も程なき禊川」とあるように、六月を過ぎ秋が近づく頃を作品の時期として設定している⁽⁹⁾。内容や時期設定からも、「御田」を行う必然性はみとれないのである。このように替アイの成立時期やその内容について検討すると、「御田」は他の替アイとは異なる性質を有していることが指摘できる。こうした点から「御田」は、替アイ本来の機能が形骸化した後代の付加であった可能性も検討すべきといえる。

続いて根拠②について検討したい。根拠②は、能と「御田」が内容的に重なるという見解であった。「御田」が能

の内容とそれほど結びつかないことはすでに触れたとおりだが、あらためて終曲部の箇所注目してみたい。〈賀茂〉の終曲部では、別雷が登場して雷や雨を起こし、五穀成就・国土守護を約束しつつ神威を示すといった展開となる。該当箇所の詞章を引用する。

シテへ風雨隨時のみ空の雲居 地へ風雨隨時のみ空の雲
居 シテへ別雷の雲霧を穿ち 地へ光稲妻の稲葉の露に
も シテへ宿る程だになる雷の 地へ雨を起こして降り
来る足音は シテへほろほろ 地へほろほろと、どろと
どろと踏み轟かす、鳴神の鼓の時も到れば、五穀成就
も国土を守護し、治まる時にはこの神徳と威光を現は
しおはしまして

右の詞章にかぎってみれば、田植えを行う「御田」が問狂言として挿入されることに不自然さはなく、むしろ妥当であるともいえそうである。ただしこれまで確認したように、こうした五穀成就の要素はこの終曲部以外に見出せず、曲の主題として唐突に現れた印象を受ける。実は右の詞章は、〈賀茂〉が成立した後の改変によって付加されたものであることが、『申楽談儀』の記事から推定されている。『申楽談儀』の「コレハ近キ比書付也」とする後人によって追記された記事のなかに、次のような文章がある。

南都雨悦ビノ能ノコト。永正十一年戌ノ年、十月廿八日ノ能、脇ハ鬪ナリ。コノ時ノ脇、外山ニ取ラレテ、脇ヲヤラル。(中略)脇ハ矢立賀茂

これによると、永正十一年(一五一四)に催された祈雨祈願の能で、くじ引きによって脇能の担当となった宝生が、〈矢立賀茂〉を演じたとある。ここで思い返したいのが、冒頭で触れた『能本作者註文』の「矢立賀茂 但奥ハ宝生太夫作」とする記述である。宝生の作とする「奥」が、具体的に曲のどの箇所を指すのかは不明だが、「奥」とあるからには終曲部とみるのが妥当であろう。これらの資料を勘案すると、〈賀茂〉は「南都雨悦ビノ能」の脇能として上演される際、演者であった宝生によって終曲部が祈雨祈願の場に合わせた内容に改変されたという想定ができる。つまり終曲部でとってつけたように強調される五穀成就の要素は、〈賀茂〉本来にはなかったと考えられるのである。根拠②とした能の内容との近似をもって、「御田」を成立時の問狂言と位置付けることにも疑問が生じるのである。これまで〈賀茂〉成立時の問狂言を「御田」であったとする根拠①と②には、いずれも問題が含まれることを確認してきた。「御田」に対する見解には再検討が必要なこと、これで瞭然であろう。「御田」が他の替アイと異なる性質を有している点は、先述のとおり成立以後の付加であることを示す傍証ともいえる。〈賀茂〉成立当初に付された問

狂言が、これまで想定されていた「御田」でなかったとすると、末社アイが本来であったということになる。末社アイの内容と能の詞章をふまえた考察から、作品の構想をあらためて検討する必要があるだろう。

二、末社アイの内容

〈賀茂〉の末社アイは、「賀茂の明神に仕へ申末社の神」が登場し、賀茂の謂われを語り、前場の経緯を再説したのち舞を舞い去って行くという内容となる。一見すると、末社アイの定型で特徴がなく、いかにも後代に付加された間狂言といったようにもみえる。しかし、末社が語る賀茂の謂われについては、広く流布した賀茂縁起とは異なる内容を有する点で注意される。縁起については後に触れることにし、はじめに間狂言本文を確認したい。引用箇所は、矢を拾った女（能では秦氏女とする）が懐胎し、男子が産まれ、その子が三才となった場面である。

其子三才にならせられ候時。あたりの人扱なんじのち、は。いか様成御方ぞとたづねしかば。のきに指おかれ候矢にゆびをさし。ち、はあれぞと申され候へば。其時彼矢なるいかづちとなつて天にあがりたまふ。是即わけいかづちの神也(①)。されば其母。御子をも神にいわひ申。賀茂三所の御神と名付。上賀茂。中が

も下賀茂(②)とて。れいげんあらた成御神也¹³⁾。

波線①は、人々に父親は誰かと尋ねられた子が矢を指さすと、その矢が雷となって天上し、別雷の神になったとしている。波線②は、その後に母子ともに神として祀られたことを語り、別雷・母・子を合わせて「賀茂三所の御神」と崇められているとし、三体の神の配所として上賀茂・中賀茂・下賀茂をあげている。この二点に注目して、賀茂縁起の内容と比較してみたい。賀茂縁起については、伊藤正義氏『新潮日本古典集成 謡曲集 下』（新潮社、一九八八年）の〈賀茂〉解題で、二系統の伝承が存在することがすでに指摘されている。両者を系統A・系統Bとして内容をまとめる。

系統A

玉依日売が瀬見小川にて川遊びの最中、丹塗の矢を拾い、家の床に挿し置くと、懐胎し男子を産む。その子が「別雷神」、丹塗矢が「乙訓郡社坐火雷命」、外祖父・母・玉依日売の三体が「蓼倉里三井社坐」となる。

系統B

秦氏女玉依比売が葛野川で洗濯の際、矢を拾いあげ、家の戸上に挿し置くと、懐胎し男子を産む。上賀茂を別雷神、下賀茂を御祖神、矢が松尾明神とし、これらを秦氏が祀る

三所大明神とする。

系統Aは、『釈日本紀』所引『山城国風土記』逸文のほか、
 顕昭『袖中抄』所掲の縁起にみられるという。能の語る内容については後述するが、女の名が秦氏女でない点、矢が白羽でなく丹塗とする点など、能とは大きな異同がある。系統Bは、『本朝月令』所引『秦氏本系帳』にみえるところ、話の流れは能と似る点も多くある。ただし、川の名が異なるなど能の内容とすべてが重なるわけではない。伊藤氏はこうした整理をふまえたうえで、「祭神説等は必ずしも一致するわけでもなく、また謡曲作者が直接『秦氏本系帳』に依ったわけでもあるまい」とし、〈賀茂〉は縁起を直接的に再現する能として制作がなされたものではないと指摘する。

つまり〈賀茂〉には、賀茂縁起に拠らない独自の構想があるとする視点で、作品を検討する必要があるといえよう。能ではどのような語りがなされているか、諸注釈の見解を示しつつ確認したい。賀茂の謂われについては、三段の「語り」と「掛合」で次のように語られる。

「語り」^{シテ}へ昔この賀茂の里に、秦の氏女といひし人、朝な夕なこの川辺に出でて水を汲み神に手向けけるに、ある時川上より白羽の矢一つ流れ来たり、この水桶に留まりしを、取りて帰り庵の軒に挿す。主思はず懐胎

し男子を生めり。この子三歳と申しし時、人びと円居して、父はと問へばこの矢を指して向かひしに、この矢すなはち鳴る雷となり、天に上り神となる。別雷の神これなり(①)

「掛合」^{ツレ}へその母御子も神となりて、賀茂三所の神所(②)とかや

父親は誰かと人々に問われた子が、矢を指して向かうと波線部①で示した展開となる。文意は、「(子の指さした)矢が雷となり、天上して神となった。これが別雷の神である」と解せる。矢と別雷の神は同体とする理解が、能では示されているのである。

直後の「掛合」では、「母御子」も神となり、別雷と合わせて「賀茂三所の神所」となったと説かれている。「母御子」が「母」のみを指すのか、「母と子」の二人を指すのかは判断しがたいが、「賀茂三所」とあるので、この一連の詞章のうちに三体の神が登場しなければ具合が悪い。別雷がすでに一体の神として「語り」で登場しており、のこりの二体として、母と子が神として祀られたものとみるのが妥当であろう。文の解釈で疑問を有する箇所としては、波線①もあげられる。波線①は、「矢が鳴る雷となつて、(子が)天上して神となつた」と、文の途中で主語が変わるものとして解釈することもできる。諸注釈では、この訳と同様の見解が採用されている。たとえば佐成謙太郎氏

『謡曲大観』第二卷（明治書院、一九三〇年）は、子に父親を尋ねる場面で次のような訳を付している。

『そなたの父はこの中の誰ぢや』と尋ねますと、子はこの矢を指しました。すると、この矢はすぐ雷となつて天に上り神となつたのです。この子が即ち別雷神です。その母君も神となり、この鳴雷の神、別雷神、母の神、これを賀茂三所の神と申すとかいふことでございませう。

波線部のように子を別雷の神、矢を鳴雷の神として、それぞれを別の神として把握している。佐成氏は同箇所の頭注で、「謡曲の文では白羽の矢の神格のやうに解せられるが、実は子の神である」とし、詞章からは矢と別雷が同体と読めることに触れながらも、あえて異なる訳をほどこしたという。その理由は、「賀茂三所」を「上賀茂の社別雷神、下賀茂の社玉依姫、松尾の社大山咋神（丹塗矢の神格）」とすることから明らかのように、先述の賀茂縁起による理解に拠つて詞章を解釈しているからである。

以降の注釈書も同様の理解を示しており、小山弘志・佐藤喜久雄・佐藤健一郎氏校注『日本古典文学全集33 謡曲集一』（小学館、一九七三年）では、同箇所の訳を次のようにする。

父はだれかと尋ねたところ、この矢をさしてそのほうへ向いた。すると、この矢はそのまま雷となり、子は天上して神となつた。別雷というのは、この子の神のことである。その子の母君すなはち氏女も神となつて、以上三柱の神が、賀茂の三所の神であるということだ。

頭注では、「文脈では、この天上した矢すなわち雷が「別雷の神」とも解されるが、子は、雷とともに天にあがつて神となつた、それが別雷の神」と解すべきであろう。「別雷」という名から考えて、それが妥当と思われる。『本朝月令』でも、矢は、父の松尾大明神と記す」という。佐成氏の処置と同様に、詞章からは矢と別雷が同体として読めることを断つたうえで、あえて別の神と捉えることを述べている。もちろんその理由は、賀茂縁起に基づいて詞章を理解するためであり、「賀茂三所」についても「上賀茂の別雷神、下鴨の玉依姫命、及び松尾の大山咋命」と、『謡曲大観』同様の理解を示している。

両書以降の注釈書では、右の箇所について具体的な言及はとくに見られず、こうした理解への反論も出ていない。この解釈に対しては、おおむね受け入れられているものといえる。しかし、わざわざ詞章にあるとおりの素直な読みではないと断つてまで、賀茂縁起に合わせた解釈をとる必要が果たしてあるのだろうか。先述のように（賀茂）は、縁起の忠実な再現を目的とする能ではないとする指摘がす

でに存在していた。作品本来の構想を理解するためには、詞章のままに解釈するという試みが必要なのではないだろうか。

ここで末社アイの語る内容を思い出したい。末社アイでは賀茂の謂われについて、矢と別雷が同体であること、別雷・母・子の三体で「賀茂三所の神所」に祀られたと語る点に特徴があった。これらはみな能の語る内容と符合している。問狂言は能をふまえた語りをを行うため、内容が一致するというのは当然のことであり、それほど特筆すべき事象ではないともいえる。しかし、注意すべきは能で行われる語りが、他の縁起にはみられない能独自の設定であったという点である。

さらに賀茂三所を上賀茂・中賀茂・下賀茂としていた点は、能で語られない情報を含む点で重要である。こうした設定は、別雷・御祖に松尾明神を登場させて三所とする賀茂縁起とはまったく異なっている。そもそも〈賀茂〉全体を通して松尾明神を意識させる語はみられない。縁起の直接的な影響を認めるならば、なぜ「賀茂三所の神所」のうちの一とされる松尾明神は作中にまったく現れないのかという疑問も生じることになる。松尾明神を除き、上賀茂・中賀茂・下賀茂といった賀茂一帯の地のみで作品を展開することに何かしらの意図があったものと考えerことはできないだろう¹⁴。

つまり末社アイの内容は一見すると、前場の展開を再説

しただけのものにみえるが、広く知られる縁起と異なる能独自の設定を整理し、さらに情報を付加する機能があるといえる。末社アイの語りがあることで、観衆にも特異な展開を理解させるといった、曲の構想を支える役割も見出すことができるのである。こうした末社アイが本来の問狂言として存在したとすれば、これまでみてきた諸注釈のように詞章のとりの訳ではないとしてまで、縁起にひきつけた解釈をとる必要はなくなるのである。

能独自の設定を整理し、後場へつなぐ問狂言の役割が、すでに世阿弥自筆能本の注記に見出せることを、拙稿「世阿弥自筆能本における問狂言注記の特色」(『日本文学』第七十一巻第二号、二〇二二年二月)にて論じている。拙稿は〈布留〉(〈江口〉)にみえる問狂言に関する注記が、能独自の特殊な構想をアイが説明する形となっていることを指摘し、曲の展開に密接に関わるものとして重要な役となっているため、特別に問狂言の注記が世阿弥によってなされたものであると結論した。こうした世阿弥による問狂言の用法は、娘婿で後継者でもあった金春禅竹にも影響を与えたことが想定される。(〈江口〉)の世阿弥自筆能本は、金春禅竹が相伝したものとされていることもその傍証といえる。金春禅竹が問狂言の機能を効果的に用いて作品を制作した可能性は、すでにいくつかの曲で指摘がなされているが、〈賀茂〉もそうした曲の一つとして理解することができるだろう。このような結論を得た場合に、矢と別雷が同体で

あるとする設定にどのような意味があったのかという疑問が生じてくる。

三、〈賀茂〉の構想

〈賀茂〉の構想について先学が提示する見解を確認しておきたい。天野文雄氏は、〈賀茂〉の詞章に武人を賛美する文言が見受けられることに触れ、それが本曲の作意であることを次のように指摘する。

矢は賀茂社の神体だが、同時に、里女が「弥猛の人の、治めん御代を告げ白羽の、八百万代の末までも、弓筆に残す心なり」「君を守りの、この神徳」と言うように、「弥猛の人」すなわち將軍が治める御代の永遠と神による御代の守護をも意味している¹⁶⁾。

「弥猛の人」は三段「掛合」、「君を守りの」は五段「掛合」の詞章である。「弥猛の人」については諸注釈にも言及があり、「勇ましい武人の意。將軍家（足利義政）の賛美¹⁷⁾」や、「武者が治め給う御代からこゝは將軍家をさし、文安六年（一四四九）四月二十九日將軍宣下のあった足利義成（義政）を賛美するか¹⁸⁾」などといった指摘もみられる。三段は、水汲みの女が神職の求めに応じて、賀茂の謂われを語り聞かせる場面である。「弥猛の人」以下の文言は、

矢が天上して別雷となり、母と子も神となったとする語り
の直後にみえる。該当箇所を引用する。

シテへさやうに申せば憚りの、真の神秘は愚かなる。
シテツレへ身に弁へはいかにとも、いさ白真弓、弥猛の
人の、治めん御代を告げ白羽の、八百万代の末までも、
弓筆に残す心なり

シテの女は、賀茂縁起を詳らかに語ることは憚られるとしながらも、「弥猛の人」が治める御代にこのような矢の故事が未永く残るよう告げ知らせたのだと述べる。「白真弓」「弥猛の人」「白羽の八百万代」と、弓矢を想起させる言葉を随所に用いていることから、すでに指摘のあるように武人を意識した内容であるのは明らかだろう。〈賀茂〉の詞章で描かれ、作り物としても舞台上に登場する白羽の矢は、賀茂にまつわる物語の象徴であるとともに、武人の治世に対する祝福を含蓄するものといえ、曲の中心的な存在として位置付けられている¹⁹⁾。

御代を祝福する語句はこのほかに、七段「サシ」の「曇らぬ御代を仰ぐなり」、八段「掛合」の「君の恵みも今この時」などにみられる。〈賀茂〉は協能であるため、こうした表現が用いられるのは当然のことではあるが、具体的にどのような人物を賛美しているのかという点は検討すべきであろう。曲中では「君」について明示されないが、こ

成立時期との関係である。〈賀茂〉の初出資料が『歌舞髓脳記』草稿本であることは、再三述べたとおりである。くり返しになるが、『歌舞髓脳記』は康正二年（一四五六）の奥書を有しており、草稿本は具体的な成立年次は特定できないものの、康正二年以前の成立であることは間違いない。義政が室町幕府第八代將軍として就任するのは、先の指摘にもみえるように文安六年（一四四九）である。曲の初出年代ときわめて近いという点は、義政の將軍就任が〈賀茂〉成立のきっかけとなった可能性も想定できることを付け加えておきたい。

おわりに

これまで〈賀茂〉成立時の間狂言について、従来の「御田」先行説とは異なり、末社アイが本来のものとす理解を提示し、いかなる作品として本曲が構想されていたのか、間狂言の内容をふまえて考察してきた。本稿の趣旨は次のようにまとめられる。はじめに先学の指摘を確認したうえで、他の替アイの成立時期や、「御田」と能の内容・設定が重ならないことなどをふまえ、もう一つの形態である末社アイが本来の間狂言であった可能性を指摘した。そのうえで末社アイの語る内容が、広く流布した賀茂縁起とは異なる理解を有していることに触れ、こうした点は能〈賀茂〉と同一であることを指摘した。つまり能独自の趣向を

説明する機能が、末社アイに認められるのである。このような末社アイを用いることで、縁起とは異なる矢と別雷を同体とする設定が可能となり、武人の象徴としての矢・王城を鎮守する賀茂社の別雷によって、將軍（足利義政）の治世賛美を描くというのが、〈賀茂〉本来の構想であったと結論づけた。

〈賀茂〉に付された間狂言の変遷を整理すると、次のような見通しが立てられる。まず〈賀茂〉が成立したのち、終曲部が宝生によって改作された（『能本作者註文』）。改作時期は、宝生による南都祈雨祈願能であると想定され（『申楽談儀』）、このとき演能の場に相応する内容とするために五穀成就の要素が加わり、本来の構想が薄れることになった。その後、視覚的な面白さを強調する風流能が隆盛し、そうした能に合わせた賑やかな間狂言（風流アイ）が多く制作されるようになる。そのような時代の流行を受けて、〈賀茂〉にも五穀成就を祝う能としてふさわしい間狂言（御田）が付加された。こうして五穀成就の内容や「御田」のイメージが〈賀茂〉に定着し、以後、今日に至るまで曲の理解へ影響を与えているとまとめられよう。

最後に末社アイの成立についても触れておきたい。本稿は、〈賀茂〉本来の間狂言を末社アイであったものと結論した。つまり曲の初出資料であった『歌舞髓脳記』（康正二年「一四五六」奥書）の草稿本以前に、末社アイの形が存在したということになる。現在の通説では、観世信光作

（紅葉狩）を末社アイ成立の嚆矢としており、禪竹よりも後の時代の成立とされている。²⁵しかし、禪竹作または禪竹と同時代に存在したことが確実な〈雨月〉や〈松尾〉といった曲にも末社アイは存在している。なかでも〈松尾〉は、本来の間狂言が末社アイであった可能性がすでに指摘されている曲である。²⁶本稿の考察は、問狂言形式の成立に関する想定にも影響を与えるものである点を付言しておく。こうした点については、稿をあらためて考察したい。

注

（1）『歌舞髓脳記』草稿本にみえる〈賀茂〉の記述をあげる。本文は、『国文学研究資料館影印叢書 第二卷 金春禪竹自筆能楽伝書』（汲古書院、一九九七年）の引用とする。（一）の注記は稿者が私に付したものである。

賀茂 廣精風（上三文字ミセケチ） 寵深花風 麗躰（上三文字ミセケチで横に「うるはしき心」）

思ひかねいもかりゆけは冬のよの川風さむみ千鳥鳴也

玉輪低中天月窓 錦拉風上界秋

（2）作者付の本文は、『国語国文学研究史大成8 謡曲 狂言』（三省堂、一九六一年）の引用とする。

（3）替アイの多くは風流アイとも呼称される。替アイは特殊演出の間狂言を意味する語で、問狂言の一形態としては風流アイと述べるほうが厳密にはふさわしいといえる。本稿では使用語句の煩雑さを避けるため、替アイと統一して表記する。

（4）本稿では「貞享松井本」と呼称される問狂言本をもとに考察をしていく。このほか貞享年間の大蔵流問狂言諸本などを中心に参看し、諸本間の異同を確認しているが、本稿で触れる箇所には大きな異同がみられず、小異を逐一指摘することは行わない。

（5）〈賀茂〉の間狂言は二種類しか想定されなことを述べたが、古活字版『問の本』では里人による語りアイに付随して「御田」で語られる田唄の詞章が記載されている。〈賀茂〉に語りアイや、語りアイに田唄を付け加えた異色の問狂言が存在した可能性を物語る記述ではある。しかし、古活字版『問の本』の素性が不明である点や、版本の間狂言本文は実際の上演台本とは異なる性質であるとみることから、本稿の考察からは除外している。また江戸末期の大蔵流問狂言本文を記すとされる天理大学附属天理図書館蔵『狂言能ノ問應答』には、「加茂神楽」として〈大社〉の「神子神楽（神子神主）」に収録される神楽歌が記される。こちらも後代に狂言の神楽が問狂言に流入した例といえ、成立時とは異なる記述のため考察からは外すものとする。

（6）本文で引用した指摘のほかにも、金井清光氏「作品研究 賀茂」〔観世〕第三十二巻第五号、一九六五年五月。のち『能の研究』（桜楓社、一九六九年）所収）が、同様の見解を述べている。金井氏稿は、詞章の検討から〈賀茂〉の根底には、「農耕社会における民俗信仰としての水の神の信仰」があるとし、そのため問狂言も成立時は「御田」であったものと解する。現行

の末社アイについては、「賀茂」の本質を忘れ後世的脇能の規格に従って創作した後人の改悪」としている。

(7) 〈賀茂〉と〈嵐山〉の間にあたる時期に曲名が確認される〈白

楽天〉(寛正五年「一四六四」糺河原勸進猿蓑)にも替アイ「鶯蛙」がある。ただし〈白楽天〉は、現行の中入り直前と後場冒頭にあたる箇所、前後をつなぐ間狂言が本来は存在しない一場物の形式であったとされており、替アイの成立が曲の初出時でない可能性が高く、一覧には含めていない。

(8) 香西精氏「作者と本説」(『観世』第二十七卷第一号、一九六〇年一月)によって想定されて以降、通説となっている。

(9) このほかにも二段「上歌」で「糺の森の梢より、初音ふり行くほととぎす」という文言がみえる。春先に訪れる郭公の鳴き声も、初音とはもはやいえないといった文意と解せ、こちらと同様の季節設定をふまえた詞章となっている。

(10) 詞章は、伊藤正義氏校注『新潮日本古典集成 謡曲集 下』(新潮社、一九八八年)の引用とする。なお本稿で取り上げる詞章には、諸本間で大きな異同は確認されない。

(11) 世阿弥伝書の本文は、表章氏校注『日本思想大系24 世阿弥禅竹』(岩波書店、一九七四年)の引用とする。

(12) 〈賀茂〉終曲部の改作についての想定は、梅原猛・観世清和監修『能を読む③ 元雅と禅竹』(角川学芸出版、二〇一三年)所収の同曲小誌欄にて、天野文雄氏がすでに指摘している。

(13) 本文は、田口和夫氏校訂『能楽資料集成15 貞享年間大蔵流間狂言本二種』(わんや書店、一九八六年)の引用とする。た

だし本稿では、同書が片仮名表記としている箇所を見やすさを考慮し、平仮名に変換している。

(14) 間狂言で語られる「中賀茂」については、小山弘志・佐藤喜久雄・佐藤健一郎氏校注『日本古典文学全集33 謡曲集二』(小学館、一九七三年)の同箇所頭注にて、「ここでは、松尾の代わりに中賀茂を入れている。中賀茂は、上賀茂・下賀茂の中間の地で、賀茂の末社(半木社など)があった」とある。中賀茂が賀茂社にまつわる末社の鎮座する地であれば、アイとして末社神が登場することにも不自然さはない。このほか大東敬明氏「能と神祇・神道(第五回)加茂」(『金春月報』第四十三卷第七号、二〇二二年七月)が、中世における中賀茂の理解について次のように指摘している。

間狂言には「さる間御母御子も神に祝ひ。上賀茂、下賀茂、中賀茂とて、靈験あらたに御座候」(『謡曲大観』)とある。鎌倉時代に成立した『観音利益集』「皮堂観音」の「賀茂の中の御社」や、虎関師錬が著した『元享釈書』卷十四(元享二年(三三三))の「賀茂中祠(賀茂中宮)」は、母神(御祖神)と結び付けられている。このように中世には、賀茂社を上中下の三社で捉える説があり、「加茂三所」はこれを指すことがわかる。

(15) 横道萬里雄・表章氏校注『日本古典文学大系41 謡曲集 下』(岩波書店、一九六三年)が、〈芭蕉〉備考欄で指摘して以降、同様の見解が〈仏原〉(伊藤正義氏『新潮日本古典集成 謡曲集 下』(新潮社、一九八八年)同曲解題)や、〈小塩〉(三宅

晶子氏「鏡仙」第三八九号（一九九一年三月）のち「歌舞能の確立と展開」（ペリかん社、二〇〇一年）所収）といった曲で出されている。

- (16) 天野文雄氏「能楽手帖」（角川ソフィア文庫、二〇一九年）同曲「作意」欄。

- (17) 伊藤正義氏「新潮日本古典集成 謡曲集 下」（新潮社、一九八八年）同箇所頭注。

- (18) 西野春雄氏「新日本古典文学大系57 謡曲百番」（岩波書店、一九九八年）同箇所頭注。

- (19) 中尾薫氏「観世元章相伝作物図十四 賀茂 御神体矢立台」（「観世」第八十九卷第三号、二〇二二年五月）にも、「白羽の矢は、前場における後シテの化身ともいべきもので、〈賀茂〉の中心的存在」とする言及がある。

- (20) このような指摘は、すでに天野文雄氏によってなされている（注12同記事）。作り物で登場する白羽の矢についても、こうした武人を象徴する含意があるとするとする。

- (21) 天野文雄氏「能楽手帖」（角川ソフィア文庫、二〇一九年）〈弓八幡〉「作意」欄。

- (22) 「」で示した二箇所は、注21同書〈金札〉「作意」欄の引用である。

- (23) 武人による治世を祝福する構想であったために、賀茂縁起を強く想起させる丹塗りではなく、白羽の矢とする設定となることが推測されるが、この点についてはさらなる検討が必要といえる。なお〈金札〉と〈賀茂〉は後シテの舞が舞動と

なることや、ともに末社アイを有するなど演出面でも類似点が見られる。さらに〈金札〉の間狂言は、里人の語りアイが常の形式なのだが、通常の居語り（座って語る形式）ではなく立シヤベリとなる点も注目される。同じく立シヤベリとなる末社アイとの先後関係や、〈賀茂〉への影響などについては今後の課題としたい。

- (24) 伊藤正義氏「新潮日本古典集成 謡曲集 下」（新潮社、一九八八年）同箇所頭注にて、このような理解が「賀茂皇太神宮記」等にみえることが指摘されている。

- (25) 岩崎雅彦氏「末社アイの成立」（原題「末社アイ考―間狂言成立史の側面―」『國學院雑誌』第八十七卷第三号、一九八六年三月。のち改題し、『能楽演出の歴史的研究』（三弥井書店、二〇〇九年）所収）。

- (26) 西野春雄氏「松尾」演出史雑考（上）（『能 研究と評論』第一号、一九七二年）。

付記

本稿は、二〇二二年九月二十四日に開催された法政大学国文学会大会での研究発表を活字化したものである。また本稿は、科研・特別研究員奨励費（課題番号：22J10174）に基づく成果の一部である。

（とみやま たかひろ・日本学術振興会特別研究員）